

消防災第309号

平成23年9月22日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

】 殿

消防庁次長

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部改正について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成23年政令第296号）が本日公布され、平成23年10月1日から施行されることになりました。

これに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年11月8日政令第335号）の一部改正部分についても同日から施行されることとなりましたので、別添のとおり市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部を改正する条例（例）を送付します。

貴都道府県知事におかれましては、貴管内市町村及び関係一部事務組合に対し周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

国民保護・防災部防災課防災企画係 担当：鈴木
TEL：(03)5253-7525（直通）
E-mail：y26.suzuki@soumu.go.jp

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部を改正する条例（例）

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）（昭和四十一年四月十四日自消乙教発第八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改正する。

附 則

この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。